茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第10条協議及び都市計画法第32条協議提出書類 担当課別添付図面一覧

都市計画法第32条協議						П													П	
	開	建	道	道	下	下	下	公	景		李	環	市		3	安		防	農	茅
○特定開発事業協議書の写しの表紙	発	設	路	路	水	水	水	園	観		方	境 事	民		<u> </u>	全		災	業	ケ
右上に担当課の課名を記入すること。	審査	総務	建 設	管理	道 河	道 河	道 河	緑 地	みど		效 △	業	自		文	対 		対 策	水 産	生崎 活警
○ 担当課の指示により図面等を差替え	課	誤	課	選][]][]][]	課	c ŋ		市 果	セ	治 推			R 果		中課	選	安察
た場合は、開発審査課の図面も必ず差	H/K	H/K	HAK	H/K	総	建	管	H/K	課	н	Λ.	ン	進		н	Λ.		HAK	H/K	全署
替えること。					務	設	理		1914			ター	課							課
ナナベノn久周⇒サンタで				佐00 夕	課	課	課签の名	竺01夕	空 のc 夕	笠のF々	竺20夕	竺oc々	竺07夕	竺00夕	竺91夕	竺90 夕	生りりを	竺00夕	竺07夕	笠20夕
まちづくり条例該当条項				第 22宋	第23条	弗 23朱	第43 条	第24 宋	弗30 宋	<i>第2</i> 3宋	弗30 宋	第20 条	弗4(宋	第40 条	舟31宋	弗 32米	舟33余	<i>第4</i> 9余	弗31余	第39条
○ 32条協議が必要なときは「都市計画 法第32条による協議について」を添付す											Sale Pole	_v~			<i>t</i> + +-	5 5 1 + 2	-t+ (-) 1° +	防災資機	# 446 177 1.	警察署長
ること。				道路	排水施設	排水施設	排水施設	公園等	緑化	消防水利	消防 活動空地	ごみ 集積所	集会場	防犯灯	自転車 置場	自動車 駐車場	荷さばき 駐車場	材等の保 管施設	農業用水 の保全	とり勝餓
番号 図面の名称																		官施設		※ 4
1 付近見取図	0	(ii)	(0)	0	0	0	(0)	0	0	(0)	(0)	(0)	(i)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(i)	0
2 現況図	0	0	0	0		0	0	0	0			0	Ŭ	0	0	0	0		0	
3 公図の写し	0	0	0	0	0	0	0	0											0	
4 求積図	0	0		0			0													
5 公共施設の新旧対照図 ※ 32条協議が必要なときのみ	0	0	0	0	0	0	0	0		0									0	
6 土地利用計画図	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 造成計画平面図	0			0			0												0	
8 造成計画断面図	0			0			0												0	
9 道路標準断面図	0			0			0													
10 道路縦断面図	0			0			0													
11 道路構造図	0			0			0													
12 排水施設計画平面図	0			0	0	0	0												0	
13 排水施設標準断面図	0			0	0	0	0												0	
14 排水施設縦断面図	0				0	0	0												0	
15 排水施設構造図	0			0	0	0	0												0	
16 給水施設計画平面図(管路情報図)	0			0			0													
17 施設求積図	0							0	0			0								
18 施設平面図	0			% 2			0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		
19 施設断面図	0																	0		
20 施設横断図	0			% 2				0												
21 施設構造図	0			% 2			0	0		0		0		0						
22 地下埋設図	0						0	0												
23 擁壁構造図※1	0																			
24 各階平面図・立面図	0								© % 3		0	0			0	0	0			0
25 断面図・日影図	0			ļ			ļ													igsquare
26 土地の登記事項証明書の写し	0																			igsquare
27 隣接道・水路境界確定図の写し	0	<u></u>	+ \4L = 1 &	0	<u> </u>	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	0		116-50-6		<u> </u>	坦 스			L,	<u>L </u>			0	

※1 高さ1メートルを超えるものについては、構造計算書を添付 ※2 道路に面して公共施設等が設置される場合 ※3 緑化部分を表示したもの ※4 共同住宅用とその他用あり 〇その他必要に応じて担当課より提出図面の要請があります。